

令和2年度(令和元年分)確定申告

申告相談は2月13日(木)から各地区コミュニティセンター・中央公民館で行います。

申告期限間際になると、会場は大変混雑しますので、準備は早めをお願いします。

確定申告は、前年1年間の所得を申告していただくもので、所得税額を確定させることはもちろんですが、町県民税や国民健康保険税、介護保険料などの課税基礎となる大切なものです。

医療費控除

領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。また、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)との併用は出来ませんのでご注意ください。

申告時に必要なもの

- ◎通帳および通帳用印鑑
- ◎源泉徴収票、収支計算書など(所得金額を証明する書類)
- ◎公的年金保険料の領収書または支払額が確認できるもの
- ◎医療費控除の明細書、領収書(医療費等控除用)
- ◎障害者手帳(本人または扶養する方が該当する場合)
- ◎障害者控除対象者認定書(本人または扶養する方が要介護1~5の認定を受けている場合)
- ◎そのほか申告内容に応じた必要な書類(各種保険料控除用の支払証明書など)



確定申告時の本人確認について

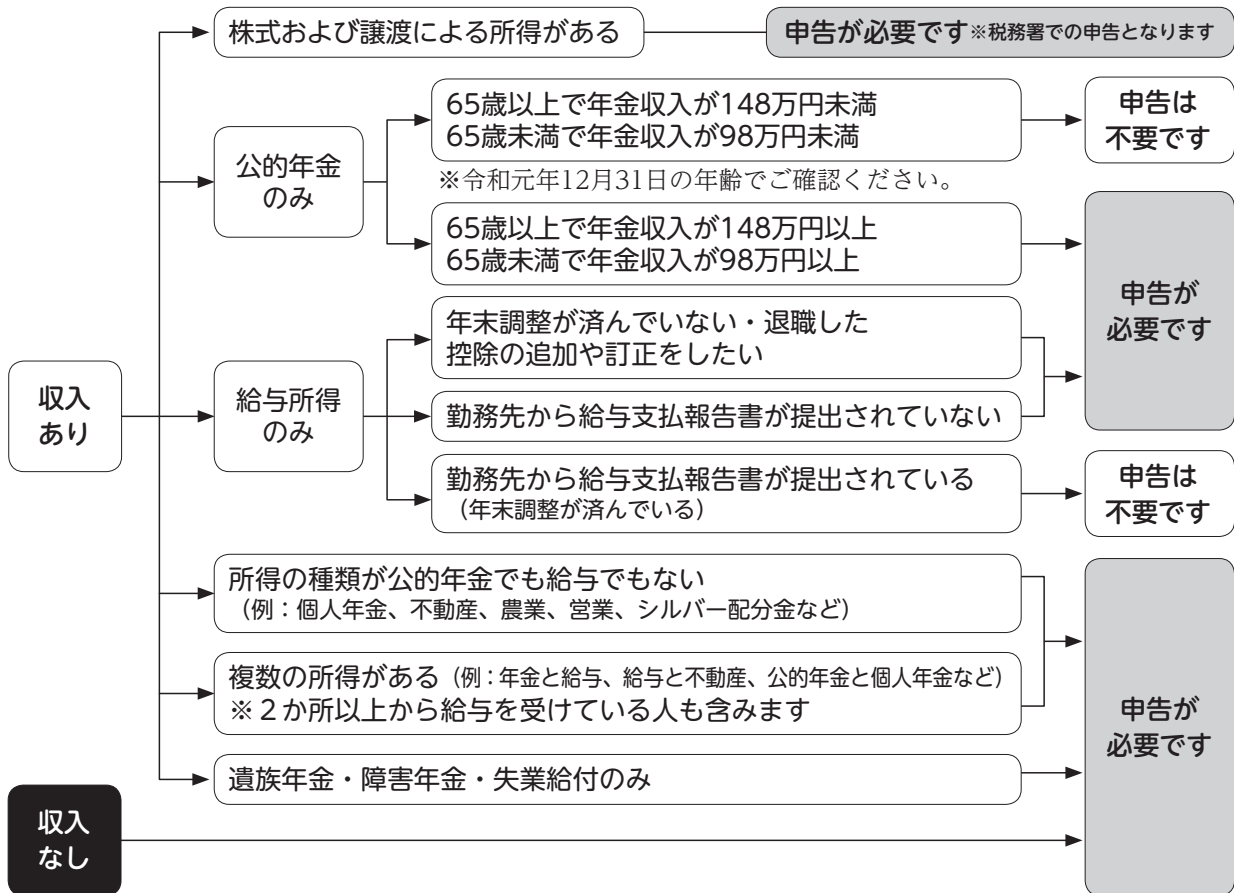
マイナンバー制度開始により、確定申告時における本人確認が義務付けられました。そのため、確定申告にお越しの際は、下記のいずれかの書類もご持参ください。

- ①個人番号カード(顔写真入り)の写し
- ②番号通知カード(顔写真無し)の写し+運転免許証などの写し

代理でご家族の確定申告をされる場合は、ご家族の①もしくは②の書類の写しも併せてご持参ください。

申告が必要な人 ~チェックしてみましょう~

平成31年1月1日から令和元年12月31日までに収入がありましたか?



★ ご注意ください★

~申告期限は3月16日(月)までです~

未申告の場合、所得課税証明などの発行や、保育料・児童扶養手当・国民健康保険税などの算定で不利益を受けることがありますので、必ず申告をお願いします。

令和2年度(令和元年分)確定申告相談日程表

【受付時間】 午前の部：午前8時30分～11時30分 午後の部：午後1時～3時30分

| 月 | 日 | 曜日 | 申告相談会場 | 午前の部 | 午後の部 |
|----|----|--------------|------------------|--------------------|-------------|
| 2月 | 13 | 木 | 高寺コミュニティセンター | 片門・洲走 | 窪倉・舟渡 |
| | 14 | 金 | | 窪・赤城新田・杉山 | 天屋・本名 |
| | 15 | 土 | 休日 | | |
| | 16 | 日 | 休日 | | |
| | 17 | 月 | 八幡コミュニティセンター | 塔寺 | 塔寺 |
| | 18 | 火 | | 気多宮・大沢・平井 | 塔寺二区・朝立・和泉 |
| | 19 | 水 | 川西コミュニティセンター | 見明・津尻 | 宇内 |
| | 20 | 木 | | 長井 | 大上・袋原 |
| | 21 | 金 | 広瀬コミュニティセンター | 青木・沼越 | 立川・御池田 |
| | 22 | 土 | 休日 | | |
| | 23 | 日 | 休日 | | |
| | 24 | 月 | 休日 | | |
| 25 | 火 | 広瀬コミュニティセンター | 三谷・下政所・青津 | 五香・西青津 | |
| 26 | 水 | 若宮コミュニティセンター | 勝方・大村 | 樋渡・大江・沖・金沢・上新田・中新田 | |
| 27 | 木 | | 牛沢・矢ノ目・上金沢 | 水島・牛沢・蛭川 | |
| 28 | 金 | 金上コミュニティセンター | 村田・村田新田・履形・束原・新村 | 金上・樋口分・太田谷地 | |
| 29 | 土 | 休日 | | | |
| 3月 | 1 | 日 | 休日 | | |
| | 2 | 月 | 金上コミュニティセンター | 中開津・上開津・海老沢・細工名 | 福原・新開津 |
| | 3 | 火 | 中央公民館 | 橋本・本町・鉄砲町・仲町 | 中政所・和泉川原・柳町 |
| | 4 | 水 | | 杉・船窪 | 中村・原・羽林 |
| | 5 | 木 | | 上町・小原 | 新館・八日沢 |
| | 6 | 金 | | 古坂下 | 古坂下 |
| | 7 | 土 | | 地区指定なし | 地区指定なし |
| | 8 | 日 | | 休日 | |
| | 9 | 月 | 中央公民館 | 新町 | 新町 |
| | 10 | 火 | | 桜木町 | 新富町 |
| | 11 | 水 | | 諏訪町 | 新栄町 |
| | 12 | 木 | | 緑町 | 茶屋町 |
| | 13 | 金 | | 地区指定なし | 地区指定なし |
| | 14 | 土 | 休日 | | |
| | 15 | 日 | 休日 | | |
| | 16 | 月 | 中央公民館 | 地区指定なし | 地区指定なし |

注意事項

- ・申告相談期間中は各会場へ出張しているため、町役場税務窓口での申告相談は行いませんのでご注意ください。
- ・混雑解消のため、対象地区を日時により指定しています。できるだけ指定された日時にお越しいただきますようご協力をお願いします。
なお仕事などの都合により指定日時に来られない方は、「地区指定なし」としている日時をご利用ください。

「障害者控除」について

- ・障害者手帳をお持ちの方、または65歳以上で要介護1～5の認定を受けている方は障害者控除の対象になります。ただし、65歳以上で要介護1～5の認定を受けている方については「障害者控除対象者認定書」が必要です。

「障害者控除対象者認定書」については下記にて無料交付します。

認定基準日は令和元年12月31日（同年中に死亡している場合は死亡日）（令和2年1月6日より発行）

■必要な物：介護被保険者証、印鑑、窓口来庁者の身分証

■問い合わせ：生活課 保険年金班 高齢者支援係（⑤窓口） ☎ 84-1513

e-Tax(電子申告)についての変更点

- ・税務署でID・パスワードを取得すると自宅のパソコンなどで申告が可能です。
混雑する申告会場に向向かなくてもご自宅でするメリットがあります！

～大切なお知らせ～

今年度より中央公民館に**電子申告会場は開設しません。**

ご自宅のパソコンやスマートフォンより申告書作成コーナーにアクセスし、申告書作成をお願いします。

- ・電子申告（所轄税務署に電子送信する場合）に必要なID・パスワードについての詳細はお問い合わせください。

■問い合わせ：会津若松税務署 ☎ 27-4311

雪の季節がやってきました！
除雪事業へのご協力をお願いします



町では、通勤通学など道路交通の安全確保のため除雪に取り組んでいます。

【基本ルール】 15cm以上の積雪があった場合に除雪をします。

● **■除雪への質問・ご意見は
区長・自治会長を通してください**

- ・個人の問い合わせには対応できません。
- ・私道や宅地開発の道路などは個人の財産であり町では除雪できません。
- ・除雪作業中の作業員や委託業者へ直接問い合わせをすることは、作業の遅れに繋がりますのでご遠慮ください。

● **■危険です！除雪作業車には近づかないでください！**

除雪作業車に近づくと、接触・巻き込まれる恐れがあります。

● **■道路への倒木は
所有者が撤去してください**

- ・倒木があると除雪できません。
- ・倒木が予想される場合は早めに伐採するなどの対応をお願いします。

■路上駐車はやめましょう

1台でも路上駐車があると除雪できません。地域に迷惑をかけるだけでなく、事故の発生にも繋がります。

■玄関先などの除雪にご理解とご協力をお願いします

- ・除雪の際、押された雪が玄関先や車庫前をふさぐことがあります。片付けへのご協力をお願いします。
- ・高齢者世帯など除雪が困難な方の玄関先は、地域での除雪にご協力をお願いします。

■車道に雪を出さないでください

除雪後の道路に住宅や駐車場から雪を押し出すと、道路通行の支障となります。

■河川に雪を捨てないでください

町では記録的な大雪などの非常時以外は雪捨て場を指定していません。許可なく河川などに雪を捨てないでください。

■側溝や水路に大量の雪を捨てないでください

- ・大量の雪を側溝や水路に捨てると詰まります。
- ・落下事故防止のため「ふた」や「グレーチング」の閉め忘れにご注意ください。

除雪に関するご意見などは、区長・自治会長がとりまとめのうえ、下記までお問い合わせください。

第22回 会津坂下町建築賞

会津坂下町建築物表彰協議会主催による「第22回会津坂下町建築賞」表彰式が11月7日会津坂下町役場で行われました。住宅建築部門3点、一般建築部門1点の計4点の応募があり、9月20日、建築賞選考委員に委嘱された6名により厳正に審査が行われました。



正賞 入谷邸



本宅敷地内に、高齢期を迎えてもなお現職で働く母親専用の別宅として建てられた

受賞者

建築主 入谷康之

設計 東北入谷まちづくり建設一級建築士事務所

施工 (株)東北入谷まちづくり建設

建築概要

構造 木造平屋建

建築面積 86.71㎡

延床面積 80.60㎡

選考委員講評

雪国仕様の玄関前ポーチを施錠できる洒落た格子戸で囲い、玄関直結の居間兼食堂を中心に、北側に台所、東側に寝室、西側に趣味を嗜む和室をとり、室内動線で人体に過重さのない間取りになっており、高齢者向け住宅として一見の価値があります。南幹線道路から全望されるので、外装は本宅と調和する仕上げとなっています。

準賞 渡部邸



受賞者

建築主 渡部浩平

設計 K O B A 設計

施工 鈴木建築工業

建築概要

構造 木造二階建

建築面積 133.59㎡

延床面積 213.08㎡

選考委員講評

在来工法で仕上げられた和風住宅です。一家団らん室は、台所を含め約30㎡と広く、居室は一、二階合わせて八室あります。特に一階二間続きの和室では、旧住宅で思い入れのあるケヤキの大黒柱と差鴨居を再利用しており見所があります。

選考委員会賞 児山邸



受賞者

建築主 児山旭

設計 K O B A 設計

施工 (有)青島建築

建築概要

構造 木造二階建

建築面積 69.35㎡

延床面積 131.87㎡

選考委員講評

果樹畑を背景に一際明るい外装の住宅です。特筆は、開口部サッシは全て樹脂ガラス三枚を組み込み、室内の断熱断湿効果を高め、冷暖房費の削減を試みていること、床下にはウイルス・ペット臭の分解、除去剤を施すなど、ライフスタイルに合わせた造りになっています。

選考委員会賞 鉄砲町自治会館



受賞者

建築主 鉄砲町自治会長 波多野健悟

設計 東北入谷まちづくり建設一級建築士事務所

施工 (株)東北入谷まちづくり建設

建築概要

構造 木造平屋建

建築面積 78.66㎡

延床面積 76.18㎡

選考委員講評

片流れ屋根形状により、建物全体を大きく見せる工夫がされており、周辺建物の色調に合わせた外装で、親しみやすい会館になっています。内外共にバリアフリー機能を満たし、自慢の大会議室は二室に分割できるなど、工夫されています。

国民健康保険の給付ってなに？

国民健康保険における“給付”とは大きく「現物給付」と「現金給付」の二つに分けられます。「現物給付」とは保険証を提示して医療機関などにかかった場合に、医療費のうち窓口での支払い額を差し引いた額を医療機関などに支払うもので、被保険者への間接的な給付となっています。二つ目の「現金給付」には下記のようなものがあり、役場の国保の窓口（④窓口）でそれぞれ申請できます。

申請には期限がありますので、早めに申請をしてください。また、審査の結果、給付ができない場合もありますので、ご了承ください。

「保険証」「印鑑（認印で可）」「振込先の通帳」と併せて、申請の種類により下記の通り必要なものをお持ちください。

| 給付の種類 | 内 容 | 追加に必要なもの |
|-------|--|--------------------------|
| 療 養 費 | やむを得ない事情で被保険者証を提示出来なかった場合や、補装具を作成した際などに支給します。 ※他にも支給される場合がありますのでご相談ください。 | 領収書 医師の同意書 診療内容明細書 |
| 高額療養費 | 同月内で同じ病院での自己負担額が限度額を超えた場合にその超えた分が支給されます。 ※所得、年齢、入院、通院、支給回数などにより自己負担限度額は異なります。 | 領収書 |

※上記の他に出産育児一時金、葬祭費、移送費などの給付がありますので、ご相談ください。

※原則として口座振込でお支払いしますが、国保税に滞納のある方は滞納している期分に充当させていただきます。

医療費が高額になったときは？

医療機関などで支払った額（入院時の食事、ベッド代など除く）が、ひと月（月の初めから終わりまで）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度があります（**高額療養費制度**）。毎月の上限額は、加入者の年齢や所得などにより異なります（下表）。

また、事前に高額になる（入院や手術）と医師から話があった場合は、“**限度額適用認定証**”の交付を受けることで、窓口での負担額が限度額までになります（国保税に未納がある場合は交付できません）。

| | 適用区分 | 70歳以上の方 (70歳以上の方には、外来だけの 上限額があります) | | 69歳以下の方 |
|------|-------------------------------|--|-------------------|------------------------------------|
| | | 外来 (個人ごと) | ひと月の上限額 (世帯ごと) | ひと月の上限額 |
| 現役並み | ア 年収約 1160万円～ | 252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1% | | 252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1% |
| | イ 年収約 770万円～約 1160万円 | 167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1% | | 167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1% |
| | ウ 年収約 370万円～約 770万円 | 80,100円 + (医療費 - 842,000) × 1% | | 80,100円 + (医療費 - 842,000) × 1% |
| 一 般 | エ 年収約 156万円～約 370万円 | 18,000円 | 57,600円 | 57,600円 |
| 低所得者 | Ⅱ 住民税非課税世帯 | 8,000円 | 24,600円 | 35,400円 |
| | Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入 80万円以下など) | | 15,000円 | 35,400円 |

※ 1年間に4回以上該当となった月があった場合は、4回目から上限額が下がります。

ご不明な点などありましたらお気軽に下記までご連絡ください。

まちの話題

除雪機械安全運行祈願祭 および出動式挙行



11月19日、除雪機械安全運行祈願祭が開催され、神職が除雪機のお祓いを行い、この冬の作業安全を祈願しました。また、祈願祭の後は、町除雪作業員による除雪車の点検および車両の試運転を行う出動式が行われました。今年度も、降雪時の安全な道路の確保に取り組んでいきます。

坂下南小学校に 租税教育推進感謝状が贈呈



11月14日、会津若松税務署金子和明署長より坂下南小学校へ租税教育推進に関する感謝状が贈呈されました。

これは坂下南小学校での税の書道コンクールへの出展や、町税務管理班と共同で行っている租税教室などで、児童たちへ納税義務に関する正しい知識の普及に努めたことが評価されたものです。

無火災200日を達成!!



12月3日、会津坂下消防署の高原善一署長、二瓶裕之副所長、町消防団山内真一団長が、「無火災200日達成表彰」（会津若松地方広域消防本部による）の報告に来庁されました。消防署長からは日頃の消防団の取り組みへの感謝と、年末の火の用心について述べられました。

一人ひとりが火災予防を心がけ、無火災で年末年始を迎えましょう！

第32回全日本小学生相撲 優勝大会に出場



▶ 昨年に引き続き同大会への出場が2回目となる佐藤光汰朗さん（中央）

11月29日、第32回全日本小学生相撲優勝大会（両国国技館）に出場する坂下南小学校5年佐藤光汰朗さんが町長室を訪れました。佐藤さんは「トーナメント戦なので、まず1勝して勝ち進みたい。」と意気込みを語り、また町長からは「東京の寒暖の差に気を付け、万全の態勢で頑張ってください。」と激励金が手渡されました。

坂下南小学校3年生が クリーン活動



▶ ごみ袋を片手に歩道に落ちていたごみを探しました

11月15日、坂下南小学校3年生により、役場前通りのクリーン活動が行われました。

児童たちは役場付近から諏訪神社までを重点的に清掃し、ごみや落ち葉などが袋にいっぱいになるほど拾い集め、町をきれいにしてくれました。町にポイ捨てされるごみがなくなるよう、私たち一人ひとりが心がけていきましょう。

北本トマトカレーが 学校給食に初登場



▶ 東小学校2年生の皆さん「トマトが苦手だけど食べられたよ！」と話す児童もいました。

12月10日、トマトの産地で会津坂下町の姉妹都市埼玉県北本市のご当地グルメ、「北本トマトカレー」が学校給食のメニューとして登場しました。このカレーは、トマトのさわやかな酸味とトマトピューレで色づけされたピンク色のライスが特徴です。児童たちは「トマトの味がおいしい！」などの感想を話し、美味しく楽しい給食の時間となりました。

バンボンウィンズ
BanBonWINSが
オリジナルアルバムCD寄贈



12月3日、ばんげばんげ音楽アーティスト協会所属アーティスト「BanBonWINS」が、バンド結成20周年記念アルバムCD「朝でもばんげ」を町へ寄贈されました。会長の佐藤さんは「町の情景を歌った曲を多数収録しているので町イベントの際にご活用ください。音楽で町を元気にしたい。」と述べられました。アルバムCDは会津坂下町観光物産協会（☎83-2111）で販売中です。

東北電力株式会社様より
LED防犯灯寄贈



11月20日、東北電力株式会社様がLED防犯灯15灯を寄贈されました。会津若松電力センター木村一郎所長は、「地域社会の明るい街づくりのための安全・防犯の面に役立ててください。」と述べられました。

防犯灯は各地区などからの要望箇所に設置されます。

住民の **声** お寄せいただいた「住民の声」を紹介します



問 外国人の方が増え、「外国人は怖い」「治安が悪くなる」という偏見の目を持つ人が多いように感じます。外国人の方にはすごく優しい方もいます。住民の目によって外国人の方が住みにくくなってしまふのは、あまり良くないと思います。祭などのイベントに外国人が参加しやすいようにしたり、町のお便りで外国の文化や外国の方について紹介するなど、お互いによく知る機会を設けてみるのはどうでしょうか。



答 町の在留外国人は9月1日現在160人、国籍は16か国にものぼり、ますます増加していくことが見込まれます。そのような中で、言語や文化の違いによるゴミの出し方や騒音問題により、悪い印象を抱く方もいるかと思われます。互いに気持ち良く生活していくためにも、互いの文化を理解することが必要です。町国際交流協会では、日本語教室や日本・外国の文化を知る講座、外国の料理教室など多種多様な事業を実施しています。日本人が率先して外国語を学び、異文化理解を図ることが求められているため、ご提案いただいた町内に住む外国人や外国文化についての紹介記事を掲載することを検討してまいります。

〔回答 政策財務課〕



問 県道とのT字路交差点が、土地区画事業の未了のためか舗装不完全で凹みができ、年々大きく深くなっています。自分で何度か土砂を入れて平らにしてみましたが、近くの排水溝に流出してしまい、全く効果はありません。早急に路面の補修をお願いします。



答 今年度は当該交差点の手前まで施行予定ですが、本道路工事に関連する形で補修を進める場合、対応する時期が遅くなることが想定されますので、早急に対応できるパッチング工法により道路補修を行いました。

〔回答 建設課〕